

平成26年知内町議会第1回定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 平成26年3月12日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年3月12日（水） 午前 9時46分
- ◎ 閉会日時 平成26年3月12日（水） 午前11時21分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	敦澤良子
2番	木村一	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博
6番	泉政栄		

- ◎ 会議録署名議員 5番 谷口康之 6番 泉政栄

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	藤谷亘
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	大館光晴
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	上村政美
（給食センター長）	村上芳二
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	野戸英二

平成26年知内町議会第1回定例会議事日程

(第3号)

平成26年3月12日(水) 午前9時46分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 5 番、谷口康之君 6 番、泉政栄君
第 2	委員会報告 第 2 号	平成26年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第 3	議案第23号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 4	議案第24号	函館市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について
第 5	議案第25号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第 6	議案第26号	知内町社会教育委員に関する条例の制定について
第 7	議案第27号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第28号	教育委員会委員の任命について
第 9	議案第29号	町民プール及び子ども交流センター建築主体工事請負契約について
第 10	議案第30号	町民プール及び子ども交流センター機械設備工事請負契約について
第 11	議案第31号	平成25年度知内町一般会計補正予算(第11号)について
第 12	発委第1号	知内町議会会議規則について
第 13	発委第2号	知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 14	意見書案 第 1 号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出について
第 15	意見書案第2号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について
第 16	意見書案 第 3 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
第 17	議長発議	平成26年度常任委員会所管事務調査の実施について
第 18	議長発議	平成26年度常任委員会管外行政視察の実施について
第 19	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第 20	議長発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

第1回定例会の3日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、谷口康之君及び6番、泉政栄君を指名します。

● 委員会報告第2号 平成26年度予算審査特別委員会審査報告について
（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第2号、『平成26年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

平成26年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、森永勉君。

◎ 委員長（森永 勉）

委員会報告第2号、平成26年度予算審査特別委員会審査報告について。

予算審査特別委員会に付託した平成26年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成26年3月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成26年度予算審査特別委員会審査報告書。

平成26年第1回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第73条の規定により報告する。

平成26年3月12日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、森永勉。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記。1、付託事件、議案第8号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。議案第9号、知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について。議案第10号、知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について。議案第11号、知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について。議案第12号、知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。議案第13号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について。議案第14号、知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。議案第15号、北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について。議案第16号、平成26年度知内町一般会計予算について。議案第17号、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第18号、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第19号、平成26年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第20号、平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第21号、平成26年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第22号、平成26年度知内町水道事業会計予算について。

2、審査年月日、平成26年3月7日及び9日、10日（3日間）

3、審査場所、議会議場。

4、審査委員、議長を除く議員全員による。

5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された議案第8号から議案第22号までの15議案については、いずれも原案のとおり可決した。

7、審査意見、当町の財政運営において、平成21年度の決算以降、減債基金繰入はゼロとなっているが、各種基金の積み増しにより基金残高全体としては、平成25年度決算見込で33億6,332万円に達する見込みである。また、公債費による財政負担の指標となる実質公債費比率についても、平成24年度決算で16.3%、前年度対比1.1%の減となり、早期健全化基準の目標値の18%を下回るなど、財政状況は改善傾向にあるが、今後においても引き続き、健全性を高め効率的な財政運営を図られたい。

平成26年度当初予算規模は、前年度当初比3億2,500万円(8.9%)増の39億6,400万円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比4,754万円(1.1%)増の42億9,425万円となっている。

普通建設事業費の補助事業にあつては、当初計上分で2,405万円の減となっているが、年度間においては、庁舎照明LED化やさけ・ますふ化場河川水取水施設整備事業などにより、平成25年度決算見込みでは前年度比1億1,766万円の増となっている。一方、単独事業については、当初予算計上では、木質バイオマスボイラー施設関連事業、町有林整備事業、スポーツセンター・中央公民館耐震設計業務、財務会計システムなどにより、3億4,078万円の増となり、年度間においては、庁舎受電設備や防災用備品、備蓄品購入など合わせると、普通建設事業としては、3億2,316万円となっている。

特別会計においては、国民健康保険事業など5特別会計の合計で14億1,451万円、これに水道事業会計の3億1,433万円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比8.8%増の56億9,284万円となっている。

一般会計の歳入における町税は景気の低迷が長引く中でも、町民税が増と見込まれるものの北電施設の固定資産税の減価分を含め町税全体では、前年度当初比2,379万円(3.4%)減の6億7,723万円、地方交付税は前年度当初比4,222万円(2.1%)減の19億2,938万円となっている。

また、教育振興基金等の繰入金は、前年度当初比8,982万円(109.9%)増の1億7,155万円となった。

なお、平成24年度末における町税・国民健康保険税等の繰越滞納税額は、7,729万円となっている。地域経済も非常に厳しい状況にはあるが、納税義務を果たしている納税者の誠意に応えるためにも滞納者に対しては厳正で実行ある措置を行うなど、住民に対する納税意識の高揚を図る中で、現年度はもとより滞納繰越分については、なお一層収納率の向上に努められたい。

一般会計の歳出における人件費(給与・各種報酬等)については、職員の普通昇給が主な要因で、前年度比858万円(1.1%)増の8億524万円となっているが、これまで同様適正な定員管理に配慮し、その増加の抑制に努められたい。一方、公債費は、7億2,638万円、前年当初比1.6%増で、平成23年度以降に借り入れた過疎債、臨時財政対策債の元金据置きによる支払利息が増となったことが要因とな

っている。

審査過程において出された意見で、ふるさと創生事業の中学校海外派遣研修にあたっては、平成26年度で終了ということであるが、行政だけで結論を出すのではなく、保護者等との話し合いを十分持ち今後の方向性を示してほしい。

認定子ども園については、運営上の問題などもあることから早い時期に協議会を立ち上げ関係機関、地域住民の方々を含め検討することを望むものである。

木質バイオマス関連事業については、町民プール及び子ども交流センター仮称、さらには、町民センターの熱源として木質バイオマスエネルギーを活用することになっているが、総事業費が、約3億円で道補助金が1億2千万円、過疎債が1億8千万円、町の持ち出しが、25万円と有利な事業展開となるが、これからの入札執行にあたっては、提案型の入札を考慮しながら機種等の選定を行うべきであると思う。

都市と地方との交流事業にあっては、これまでマーケティング事業として、都市部等に出向き町内特産品の販路拡大のためのPR活動が行われてきたが、なかなか成果も見えてこない状況もあることから、今後においては、これまでのあり方を総括し、外部から呼び込む方向性を視野に入れた事業展開を再検討されたい。

平成26年度においても、厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われるが予算執行にあたっては、計画された各種施策が効率的に実施されることはもとより、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、最大限の効果が上がるよう強く要望するものである。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長から報告がありましたが、委員長報告は、付託された15議案について、全て原案のとおり可決でありました。

委員長報告に対する質疑は、審査特別委員会が議長を除く全員の委員会でありますので、それを省略致します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、起立により採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会当初における上程議案のほかに追加となった議案について説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。既に提案をさせていただいております28議案に加えて、本日、提案をさせていただく3議案について、ご説明を申し上げます。議案は、既にお手元に配付させていただいておりますが、議案第29号は、町民プール及び子ども交流センター建築主体工事請負契約、第30号は、同じく機械設備工事請負契約についてであります。両工事とも、仮契約を締結したことから請負契約を締結するため、議

会の議決を求めるものであります。

次に議案第31号は、平成25年度知内町一般会計補正予算（第11号）であります。

補正の内容は、道営農業農村整備事業が繰越となることから、繰越明許費の追加をするものであります。議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第23号、『北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第23号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

次のページであります。北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退することに伴うものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第24号 函館市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第24号、『函館市との定住自立圏の形成に関する協定書の締

結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第24号、函館市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について。

函館市との間において、定住自立圏の形成に関する協定書を次のとおり締結したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年条例第26号）の規定に基づき、議会の議決を求める。

本議案の提案理由並びに趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

函館市が定住自立圏構想に基づく中心地として、渡島・松山管内全市町と各種連携を進め、地域の活力を維持、向上させ、住民が安心・安全に暮らすことができる圏域づくりをするため、大きくは生活機能の強化、結び付きやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などについての連携を想定して、中心地である函館市と協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、本協定については、3月27日に函館市で定住自立圏合同署名式を予定しているところであります。

なお、条例の内容につきましては、この後、政策室長より説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

それでは、私の方から協定の内容についてご説明を申し上げます。

総務企画課説明資料の16ページに昨年9月26日に函館市が行いました中心地宣言を添付してございます。そちらの資料にもありますとおり、函館市を含む渡島・松山全18市町で各種の連携を図るための定住自立圏の形成に向けて協定書を締結しようというものでございます。

協定書、第1条では、目的。第2条では、基本方針を定めておりますが、第3条で只今、副町長から申し上げましたとおり、（1）と致しまして、生活機能の強化にかかる政策分野と致しまして、後ろの方の別表第1で、ドクターヘリの導入はじめとした、広域医療体制の充実、更に広域観光の推進の分野で連携に取り組みたいという内容でございます。（2）と致しまして、結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野と致しまして、後ろの方、別表第2でございます。地域公共交通基幹道路ネットワークの推進、国際化の推進分野での連携、更に（3）と致しまして、圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野と致しまして、後ろの方、別表第3でございます。職員の合同研修による人材育成分野での連携に取り組むこととしております。第4条では、連携の取り組みにかかる費用負担の基本的事項を定めているものでございますが、定住自立圏として、連携して行う事業にあたって発生する費用につきましては、特別交付税で交付率100%で1千万円を上限として毎年措置されるということになってございます。更に協定書、第5条では、協定の変更、第6条では、協定の廃止について、第7条では、協定の疑義が発生した場合の解決の方法について、定めているものでございます。また、今後のスケジュールでございますけれども、只今、副町長から申し上げましたとおり、3月27日に合同署名式、更に4月からは函館市が事務局となりまして、今後、連携して取り組む具体的な事業や事業費を定める、共生ビジ

ョンの策定を進めまして、9月を目途にビジョンの策定を終え、ドクターヘリの運航をはじめとする具体的な事業を実施していく予定となっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第25号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第25号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第25号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号第6条第7項）の規定に基づき、議会の議決を求める。

次のページであります。知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更。

知内町過疎地域自立促進市町村計画（計画期間、平成22年度から27年度）の一部を次のように変更する。

今回の変更の内容でありますけれども、予算説明資料で行いますので、総務企画課関係の24ページをお開きいただきたいと思います。

24ページ、市町村計画の新旧対照表を載せてございます。今回の変更につきましては、地域材利用の推進、木質バイオマスエネルギーの利活用推進及び道路、消防施設整備など、今後の事業推進にかかるものを追加するのが主な内容となっておりますので、ご了承願いたいと思います。以上、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

変更の方の自然エネルギー活用事業で、最終的に総合的なエネルギー供給のまちづ

くりを進める必要があると謳っておりますけれども、今のところ、海洋発電、太陽光等の取組みへの前進というか、話し合いというのはありましたけれども、ただ、残念ながら、太陽光も断念、海洋エネルギーもこれからという話の中で、町長として、どれを具体化、最終的に具体的に進めていく考えなのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ここに計画に盛りしてもらいましたものは、将来的にうちが取り組むことによって、実現が可能なものということで、一応、整理をさせていただいて載せさせてもらいました。ただ、このものが全て今、実施できるかどうかというのは、国の動向もありますし、いろいろと見極めた中で、もし、それが可能なことであればということで、計画に盛り込ませていただきました。それで、メガソーラーの部分については、まだ諦めてはおりません。今、いろいろと国の方も考え方、認可をもらったけれども、本当にやる気があるのかどうかという、企業を絞り込みを今しているところであります。ですから、うちに今、立地をしたいという企業については、いろいろと今、国の基準に沿って、今、事務処理をしている状況でありますので、これをもう少し状況を見極めなければならぬものだと思いますけれども、基本的には、町はもし、それが可能でありますと、北海道電力との調整が付きますと、実施ができるということに考えておりますので、これを盛り込ませていただきました。それと、海洋エネルギーについては、少し先般、一般質問等でも追跡質問でも受けて、私なりの考え方を説明しておりますけれども、町としての考え方は、議員の皆様方に説明をしたとおりであります。ただ、今、国が方向性としてどういう形になってくるのか、それと北海道としてその海洋エネルギーをどんな形で今、取り組んでいくかというのはまだ不透明な状況であります。ただ、北海道としても代替エネルギーとして原発に頼るのではなくて、北海道が電源供給をきちんと方向付けようということで、一応、目標数値が定まったということで、議員もその辺、目にしていると思いますので、それに乗った形でうちもそういう企業を誘致できれば。そして、その事業が実施できますということで、今回、盛り込ませていただいたところでありますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第26号 知内町社会教育委員に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第26号、『知内町社会教育委員に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第26号、知内町社会教育委員に関する条例の制定について。

知内町社会教育委員に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の提案理由並びに趣旨につきまして、ご説明申し上げます。

平成25年6月14日交付の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法であります。この法律により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、これまで社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準等について、市町村条例で定めることとされたことから、今回、この度本条例を制定するものであります。

なお、本条例の施行につきましては、本年4月1日ということで考えております。

なお、条例の内容につきましては、教育委員会次長より説明させていただきます。

よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育委員会次長。

◎ 教 育 次 長（村上芳二）

次のページをお開き願ひします。知内町社会教育委員に関する条例。

本条例につきましては、第1条の設置及び目的から第7条のその他必要な事項までの構成となっております。

第1条は、設置及び目的であります。この条例は、社会教育法第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的としております。

第2条は、委員の委嘱の基準であります。委員の委嘱にあたっては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から委嘱すると定められております。なお、この基準につきましては、従来から社会教育法で定められており、現在委嘱されている社会教育委員についても、この基準に沿って選任されているところであります。

第3条の定数15名及び第4条の任期2年につきましては、現行の条例と変更はございません。

第5条は、報酬及び費用弁償についてであります。現行の地方自治法第203条及び第203条の2に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の中で規定をされているところでございます。

第6条は、解嘱に関する規定であります。特別な事情が生じた場合は、任期中であっても、委員を解嘱することができる定められております。

第7条は、その他必要な事項に関する規定であります。

施行期日につきましては、平成26年4月1日からということで、第2条につきましては、現行の社会教育委員定数及び任期条例、昭和34年条例第23号を廃止するということとなります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひしま

す。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第27号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第27号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第27号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を次のように改正する。

次のページです。地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例。

第1条は、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正であります。

第2条につきましては、知内町農業者トレーニングセンター条例の一部改正の内容であります。

今回の改正内容につきましては、スポーツ基本法の改正に伴い、従来の体育指導員は、スポーツ推進委員に変更になったことから、関係する条例の文言整理のため、一部改正をするものであります。

附則と致しまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第28号 教育委員会委員の任命について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第28号、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議案第28号、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記として、住所は上磯郡知内町字涌元107番地、氏名は、山田麻利子氏。生年月日は、昭和35年7月16日生まれであります。

提案の理由でございますけれども、平成10年から4期16年にわたって教育委員としてご尽力をいただきました、三浦ウタ子さんが3月14日をもって任期満了となり、今季限りで退きたいとの本人の申し出を受けて、その後任について検討をしてみました。山田麻利子さんを選任したいことから、議会の同意を求めるものでありますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立により行います。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本案は同意することに決定しました。

● 議案第29号 町民プール及び子ども交流センター建築主体工事請負契約について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第29号、『町民プール及び子ども交流センター建築主体工事請負契約について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

議案第29号、町民プール及び子ども交流センター建築主体工事請負契約について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した町民プール及び子ども交流センター建築主体工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記、1、契約の目的。町民プール及び子ども交流センター建築主体工事。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約金額、3億3,210万円。4、契約の相手方、函館市田家町15番12号。齊藤建設・高木組経常建設共同企業体。代表者、齊藤建設株式会社、代表取締役 齊藤大介。5、工期、契約の日から平成27年1月30日。

なお、内容につきましては、資料でご説明致しますので、教育委員会の説明資料の1ページをお開き願います。工事名でございます。町民プール及び子ども交流センター建築主体工事。工事概要につきましては、木造平屋建てで全体の面積が1,253.07㎡。スギの大断面集成材使用の構造となっております。プールにつきましては、25mの5コース、幼児プールも併設しております。内装につきましては、床はフローリング、136㎡。内壁については、羽目板スギ材を使っております。天井につきましても同じ材料となっております。それから、子ども交流センターにつきましては、保育室・遊びホールほかとなっております。全部で345㎡となっております。入札年月日、平成26年3月7日。仮契約金額3億3,210万円となっております。契約の相手方については、記載のとおりでございます。次に指名業者につきましては、11社を指名しましたが、そのうち5社から辞退の申入れがあり、6社で入札を執行したところでございます。なお、事業の執行にあたっては、予算を翌年度に繰越をし、繰越事業として実施するものでございます。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

ちょっと確認のためにお伺いしたいんですけども、プールの方ですね、建設水道課長に聞いた方がいいのかな、前、子どもの体を温めるための保温室か何かそういうのも完備するようなことをちょっと私の記憶ではあったんですけども、この中にはその分も入っているんですか。ちょっとお知らせ願ひたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育委員会次長。

◎ **教育次長（村上芳二）**

採暖室のことだと思います。それについては、この設計の中に含まれているということでご理解いただければと思います。

◎ **議 長（伊藤政博）**

ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ **1 番（西山和夫）**

以前、プールの使用していないときに、子ども交流センター、子どもたちの学童の遊び場としても提供するんだというお話がありましたけれども、それに対する工夫というのは、どこまで設計段階で組んだんですか。

◎ **議 長（伊藤政博）**

建設水道課長。

◎ **建設水道課長（佐々木孝幸）**

設計にあたって検討委員会開催致しまして、それで利用者の方からそのような希望をいただいております。内部検討及び検討委員会の方々にご説明申し上げましたが、冬期間プール下で子どもたちが遊ぶということの仕様にした場合ですね、安全性の問題、それと、プールの底の強度をかなり強くしなければならないというあたりで、莫大な費用がかかるという返答で、近くにスポーツセンターもあることから、冬期間については、子どもたちにプールを開放しないということで委員の人には了解をいただきました。

◎ **議 長（伊藤政博）**

1番、西山君。

◎ **1 番（西山和夫）**

当時は、そういう安全面を考慮してということで、議会側と議論して、最終的にそれでもやる方向に進めたという記憶があるんですけども、最終的にこういうのというのは、確かに説明したというのは一部なんでしょうけれども、こういうのってどうなんでしょう。ある程度、議会と協議を持ったら、設計段階でいろいろと協議を持ったわけですから、それが変更になったら、多少、説明あっても良かったのかなという気がするんですけども、その辺はどうなんですか。

◎ **議 長（伊藤政博）**

建設水道課長。

◎ **建設水道課長（佐々木孝幸）**

全員協議会の中で、その辺のお話させていただいて、そのときの結論は、私の記憶では、検討はさせていただくという回答はしたかと思います。その検討した結果については、今、ご説明したようでございますけれども、全員協議会の中で、その検討結果について、ご報告したかどうか、その辺は定かではなかったのですが、ご報告等していなければですね、今後につきましては、やはり全員協議会で検討内容でございますから、結論出た段階では、今後、ご報告をさせていただきたいと思います。

◎ **議 長（伊藤政博）**

7番、敦澤君。

◎ **7 番（敦澤良子）**

プールの件なんですけど、木材を使うということで、町民の皆さんはプールなんだから、水回りの心配はどうなのかという声があるわけなんです。そういったことで、

答弁はいりませんが、その水回り等の配慮も十分、考え合わせながらのプール施工をしてほしい。ということは、かつて小学校の問題もありますので、その辺、十分、配慮をした設計、また、施工をしてほしい、このように思います。

◎ 議長（伊藤政博）

質疑でありますので、説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

一番大事なところでございます。水ばかり、木に対して水がかかる、また、結露したままになるというのは、一番木に対しては影響が大きいというところは、事前の検討の中でも出ておりました。今回の設計に関しましては、直接、例えば、重要な構造物に対して、水があたるような設計のないようにということで、配備しております。また、施工中におきましても、その辺は注意して施工したいと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第30号 町民プール及び子ども交流センター機械設備工事請負契約について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第30号、『町民プール及び子ども交流センター機械設備工事請負契約について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

議案第30号、町民プール及び子ども交流センター機械設備工事請負契約について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した町民プール及び子ども交流センター機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、町民プール及び子ども交流センター機械設備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,214万4千円。4、契約の相手方、上磯郡知内町字重内4番地。岡田・昭栄経常建設共同企業体。代表者、株式会社岡田商

会、代表取締役、岡田敬司。5番、工期、契約の日から平成27年1月30日。

内容につきましては、資料でご説明致しますので、教育委員会説明資料2ページをお開き願います。工事名、町民プール及び子ども交流センター機械設備工事。工事概要については、給排水設備、空調設備、暖房設備、ろ過設備、換気設備工事等でございます。入札年月日、平成25年12月10日。仮契約金額7,214万4千円。契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。なお、指名業者につきましては、当初、5社を指名しましたが、そのうち2社から辞退の申入れがあり、3社で入札を執行したところでございます。なお、この事業の執行につきましても、予算を翌年度に繰越をし、繰越事業として実施をするものでございます。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

ちょっとお伺いしたいんですけども、この設備の部分でですね、ほとんど機械を入れるわけなんですけれども、この中で、ろ過設備というのが、プールの中では、テレビか新聞か何かでちょっと見たか読んだ記憶があるんですけども、一番これが重要で、その機械も変な話、ピンキリみたいなもので、設備的にある程度、一番良いものをうちの町で導入すると思うのですが、その辺についての選定とかそういう形で役場の方では、何か指導とかそういうものをしているのか、その辺をお答え願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ろ過設備につきましては、内容については、私、十分に承知はしておりません。ただ、選定にあたりましては、メンテナンスの問題、あと、価格等を検討しながら、物品に組み込んでございます。それと、今回ですね、一番は消毒の関係なんですけど、今、プールについては、人為的に消毒剤の濃度を確認しながらなんですけど、新しい施設におきましては、全自動の機械になっておりますので、その辺については、最上の機械の設定を考えてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

それは分かります。それで、本当にお伺いしたんです。前、こもれば温泉のことが、私ずっと気にかかって、こもれば温泉の換気扇の問題で、新しく設置しても、1年か2年で壊れてしまって、その機械が廃番になってしまったという、何かおかしいような実例があるものですから、その辺について、これからもそういう設備的なものですね、もう少し内部的にも吟味してですね、一番できれば最新のものを導入してもらいたいということなんですけれども、もう一度、お答えできるようでしたらお答え願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

このろ過器につきましては、実は委員さん方からもいろいろな意見をいただきました。今まで、いろいろなメーカーあるいは、今現在、うちで使われている状況、メーカー等の実績等を考慮した中で、今回の設計の中に入れさせていただいたということで、このろ過器につきましては、安全第一ということで、間違いのない設備だということでご理解をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先ほど7番議員から質問がありましたけれども、木に対する水、例えば、天井にもやっぱりそういう集成材の梁が入っていくわけですから、それに対する空調設備、その湿気を逃がすために、どの程度の工夫をされて、その木の仕様を長期延命するための空調設備をする手当てをしているのかという、そういうの何かあるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

梁の上の結露対策ということでございますので、環境については、十分に配慮した設計になっております。具体的にどのような換気構造になっているかということにつきましては、今、手元に資料ないものですから、特定はできないんですけれども、設計の配慮の中では、その辺については、十分ということでご理解していただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

それに対する対応はしているということなんですけれども、そうなることによって、要するにメンテ、ある程度、計画を組んで、長期管理が必要になってくるんだろうと思いますけれども、その辺の対応もしているということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

このメンテに関してが一番大事なことだというふうに考えております。ですから、完成後、設計事務所だとか、木のメーカーだとか、いろいろと設計段階に情報収集した中では、5年に1度程度の塗装に関する点検または、塗装のし直し等が必要だというふうには聞いております。ですから、26年度におきましては、教育委員会、あと設計者、私ども、その辺のメンテ計画は少し十分に計画を策定するというふうに考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

これから年次計画、それぞれ組んで、予算に充てる計画組んでいくんだろうと思うんですけれども、その5年に1度という話で、前座である程度、どのくらいという予測は出たんですか。要するに5年後にそのメンテ、管理トータルで、どの程度の予算がつき込まれるかという、ある程度設計段階の中で、このくらいだという金額的なものは多少出ました。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

具体的に積み上げはまだしてございません。その5年に1度という話についても、学識経験者、今回、設計、検討の段階から、旭川の林産試験場の研究員の方々と打ち合わせをして、その方々のお話でございます。ですから、今度は、塗料メーカーだとか、木の製造メーカーも交えながらですね、その5年に1度という目安が本当に必要かというあたりも含めながら、26年度中に具体化していきたいと考えておりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時36分 ）

（ 再開 午前10時37分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

教育委員会次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

12月10日に実は機械設備工事入札執行されたところでございます。前回の臨時会におきまして、実は2月1日の設計単価の改定によりまして、この請負工事にかかる積算単価が上がったことにより、300万円当初の請負金額にプラスされるということでご説明を致しましてご理解をいただいたところでございまして、当初の請負工事金額については、6,804万円ということでございまして、今回、それに改定分上澄みをさせていただきまして、7,214万4千円としたところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第31号 平成25年度知内町一般会計補正予算（第11号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第31号、『平成25年度知内町一般会計補正予算（第11号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第31号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第11号）について。

平成25年度知内町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は「第1表繰越明許費補正」による。

次のページをお開きください。第1表繰越明許費補正であります。6款農林水産業費、1項農業費、道営農業農村整備事業の繰越額1,222万9千円を1,462万9千円に変更するものであります。内容につきましては、平成25年度完了予定の道営事業が翌年度へ繰越となることから、関係する町の負担分、それを翌年度に追加して繰り越すものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は10時55分とします。

（ 休憩 午前10時40分 ）

（ 再開 午前10時55分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 発委第1号 知内町議会会議規則について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、発委第1号、『知内町議会会議規則について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、私の方から発委第1号、知内町議会会議規則について。

知内町議会会議規則の全部を次のとおり改正する。

平成26年3月6日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

本規則の全部を改正する提案理由について、ご説明致します。

本規則の全部改正は、地方自治法の一部改正に伴う条文の追加、さらには文言整理や見直しを図り、標準町村議会会議規則との整合性を図ることから当該規則の全部を改正するものであります。

次のページをお開きください。知内町議会会議規則。

知内町議会会議規則（昭和39年規則第2号）の全部を次のとおり改正する。

主な改正点について説明致します。改正前の条文については、123条の構成で、改正後の条文については、130条の構成となっております。ボーダーライン第18条では、議会の会議を秘密会とするときの秘密会の動議について、ボーダーライン第47条については、委員会における審査・調査の事件について議会の承認を得、中間報告することができることに、ボーダーライン第63条については、質問規定の準用について、ボーダーライン第70条については、予算・決算における特別委員会等の審査において能率的運営を図るため小委員会、分科会の設置について、ボーダーライン第90条については、議員が請願を紹介した後において、事情の変更等による紹介の取消しについて、ボーダーライン第112条では懲罰事犯について議員本人以外の代理弁明について、ボーダーライン第125条では、会議録の配付について、それぞれ条文を追加するものであります。

改正内容について、詳しくは、議会議案説明資料1、知内町議会会議規則、新旧対照表の1ページから28ページをお目通し願いたいと思います。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、発委第1号知内町議会会議規則の全部改正の提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 発委第2号 知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、発委第2号、『知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

発委第2号、知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

知内町議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

平成26年3月6日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

本条例の一部を改正する提案理由について、ご説明致します。

本条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴う文言の追加さらには文言の整理や見直しを図り、標準町村議会会議規則との整合性を図ることから当該条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。知内町議会委員会条例の一部を改正する条例。

知内町議会委員会条例（昭和63年条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第4条の2に見出しとして「(議会運営委員会の設置)」を付する。

第7条第2項は、委員の選任であります。

第7条第2項中「常任委員及び議会運営委員は」の次に「、会期の始めに」を加える。

第27条第1項は記録ではありますが、文字の訂正であります。

第27条第1項中「作製」を「作成」に改める。

改正内容について、詳しくは、議会議案説明資料2、知内町議会委員会条例、新旧対照表の29ページをお目通し願いたいと思います。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上、発委第2号、知内町議会委員会条例の一部改正の提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。以上、説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、意見書案第1号『地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第1号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年3月6日提出。提出議員、西山。賛成議員、木村、松井、泉、吉田、森永、各議員であります。

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書。

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも上ります。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇止め不安を感じながら日々の業務にあたっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働を無くして一日たりとも回しません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間におかれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備をはかることが重要課題となっています。

ついては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望します。

- 記、1. 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
2. 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤等職員に適用させる法整備をはかること。
3. 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月6日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、消費者庁長官。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第15、意見書案第2号、『労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番(西山和夫)

意見書案第2号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年3月6日提出。提出議員、西山。賛成議員、木村、松井、泉、吉田、森永、各委員であります。

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書。

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記、1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、

使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月6日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時11分 ）

（ 再開 午前11時11分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、意見書案第2号、『ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年3月6日提出。提出議員、西山。賛成議員、木村、松井、泉、吉田、森永、各委員であります。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎が、患者の合計が350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置

法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活は困難をきわめております。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援に実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

他方、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じておりません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、政府は、下記事項を実現するよう強く要望します。

- 記、1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月6日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。以上、よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ここで、議長の口実を訂正させていただきます。

先ほど、日程第16、意見書案第2号と申し上げましたが、正しくは、日程第16、意見書案第3号でありました。

只今、意見書案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についての説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上3件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定致しました。

● 平成26年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、『平成26年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。平成26年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、平成26年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定を致しました。

● 平成26年度常任委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、『平成26年度常任委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮り致します。管外行政視察は、議会閉会中に行うこととし、実施委員会及び実施時期及び視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定しました。

● 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題にします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに委員が、出張または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このように承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出張または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定を致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することと決定しました。

● 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第171条の規定によって、議会閉会中の委員会の開催の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本議会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会を本日で閉会することに決定しました。

来る3月31日をもって、2名の職員の方が定年退職されます。

生活福祉課長、大野樹氏は、昭和47年4月に教育委員会に新規採用されて以来、42年間にわたり奉職され、この間、企画調整課長、総務課長、生活福祉課長など、町行政の中核として活躍され、議会の質疑においては、安定感のある説明で、脇本町制、大野町政を支えて参りました。

教育委員会次長、村上芳二氏は、昭和48年1月に税務課に新規採用されて以来、41年3か月奉職され、この間、出納室長、会計管理者、教育委員会次長などを歴任されました。係長時代より、その部門のエキスパートとして業務に深く精通しており、町行政執行に大いに貢献されました。

お二人には、退職された後にもご壮健で活躍されることをご祈念申し上げ、長年にわたり知内町発展のためご尽力いただいたことに敬意を表し、感謝を申し上げます。ところであります。どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。平成26年第1回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変、ご苦労様でした。

(閉会 午前 11 時 21 分)